

川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例 平成 7 年12月26日条例第48号 (標識の設置等) 第 9 条 建築主は、中高層建築物を建築しようとするときは、近隣関係住民に対し、当該建築に係る計画の周知を図るため、当該中高層建築物の敷地内の見やすい場所に規則の定めるところにより、第11条第 2 項の報告をしようとする日の14日前（第 3 条第 3 項第 1 号の規定に該当する中高層建築物（同項第 2 号から第 4 号までの規定に該当するものを除く。）にあっては環境影響評価法第 6 条第 1 項の規定により市長に送付する日の前又は川崎市環境影響評価に関する条例第 9 条第 1 項の規定により市長に届け出る日の前、第 3 条第 3 項第 2 号から第 4 号までの規定に該当する中高層建築物にあっては法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は法第18条第 2 項若しくは第 4 項の規定による計画の通知をしようとする日の前）までに標識を設置しなければならない。 2 建築主は、前項の規定により設置された標識を法第 7 条第 1 項に規定する申請を行った日、法第 7 条の 2 第 3 項に規定する書面の交付を受けた日、<u>法第18条第20項に規定する通知を行った日又は同条第24項に規定する書面の交付を受けた日</u>（以下これらを「建築工事の完了時」という。）まで設置しておかなければならない。 3 建築主は、第 1 項の規定により標識を設置したときは、規則の定めるところにより、関係図書を添えて速やかにその旨を市長に届け出なければならない。 (報告等) 第11条 建築主は、前条第 1 項に規定する説明を終了したときは、速やかに当該説明の内容を市長に報告しなければならない。	○川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例 平成 7 年12月26日条例第48号 (標識の設置等) 第 9 条 建築主は、中高層建築物を建築しようとするときは、近隣関係住民に対し、当該建築に係る計画の周知を図るため、当該中高層建築物の敷地内の見やすい場所に規則の定めるところにより、第11条第 2 項の報告をしようとする日の14日前（第 3 条第 3 項第 1 号の規定に該当する中高層建築物（同項第 2 号から第 4 号までの規定に該当するものを除く。）にあっては環境影響評価法第 6 条第 1 項の規定により市長に送付する日の前又は川崎市環境影響評価に関する条例第 9 条第 1 項の規定により市長に届け出る日の前、第 3 条第 3 項第 2 号から第 4 号までの規定に該当する中高層建築物にあっては法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は法第18条第 2 項に規定する計画の通知をしようとする日の前）までに標識を設置しなければならない。 2 建築主は、前項の規定により設置された標識を法第 7 条第 1 項に規定する申請を行った日、法第 7 条の 2 第 3 項に規定する書面の交付を受けた日、<u>又は法第18条第16項に規定する通知を行った日</u>（以下これらを「建築工事の完了時」という。）まで設置しておかなければならない。 3 建築主は、第 1 項の規定により標識を設置したときは、規則の定めるところにより、関係図書を添えて速やかにその旨を市長に届け出なければならない。 (報告等) 第11条 建築主は、前条第 1 項に規定する説明を終了したときは、速やかに当該説明の内容を市長に報告しなければならない。

改正後	改正前
2 前項の規定による報告をしようとするときは、法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は法<u>第18条第2項若しくは第4項の規定による</u>計画の通知をしようとする日の21日前までに報告しなければならない。	2 前項の規定による報告をしようとするときは、法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は法<u>第18条第2項に規定する</u>計画の通知をしようとする日の21日前までに報告しなければならない。
3 市長は、必要があると認めたときは、建築主に対し、前条第2項の規定により行った説明の内容について報告を求めることができる。	3 市長は、必要があると認めたときは、建築主に対し、前条第2項の規定により行った説明の内容について報告を求めることができる。
4 市長は、第1項の規定による報告を受けたときは、その内容について審査し、その結果を規則の定めるところにより21日以内に建築主に通知するものとする。	4 市長は、第1項の規定による報告を受けたときは、その内容について審査し、その結果を規則の定めるところにより21日以内に建築主に通知するものとする。
5 市長は、前項の場合において、相当な理由があるときは、建築主に補正を求めることができる。	5 市長は、前項の場合において、相当な理由があるときは、建築主に補正を求めることができる。